

制度の取扱

●加入できる事業主 [共済契約者]

当商工会議所の地区内にある事業主(事業所)であれば、誰でも従業員(専従者控除の対象者を除く)を加入させることができます。

ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満に限ります。

●加入するときは [任意包括加入]

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。また加入時に、事業主は、従業員の同意を得てください。事業主、役員(使用人兼務役員を除く)もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

*期間を定めて雇われている者 *試用期間中の者 *パートタイマーのように労働時間の特に短い者
*季節的な仕事のため雇われている者 *非常勤の者 *休職中の者

●加入手続

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、別紙加入申込書により、当商工会議所に申し込んでください。掛金は、毎月定められた日に、ご指定の金融機関の預金口座振替によって納付していただきます。

●被共済者証の発行

被共済者に対しては、「退職金共済制度被共済者証」を発行します。事業主から各被共済者に「退職金共済制度被共済者証」をお渡しください。

●給付金の請求

被共済者が退職したり、死亡したり、あるいは年金の支給を受けようとするときは、当商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。なお、退職金通算制度を希望される場合には、別途(※)書類が必要となります。

〈請求書類〉

- ①退職通知書兼給付金請求書(退職所得の受給に関する申告書)
- ②死亡証明書(死亡時のみ)
- ③第1回年金請求書(年金受給時のみ)
- ④通算申出書(※)

その他、事業所の移転・合併における取扱ができますので当商工会議所へご相談ください。

●契約の解除について

次の事項に該当する場合、当商工会議所は、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- ・共済契約者が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・被共済者(加入事業者の従業員)が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・その他、特定退職金共済規程に定める解除事由に該当したとき

この制度は当商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営されています。

※当商工会議所は、下記の保険会社に資産運用を委託しています。

(委託保険会社)

アクサ生命保険株式会社

本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777 (代表)

この制度についてのお問合せ……

(特定退職金共済団体)

和泉商工会議所

〒594-1144 和泉市テクノステージ3丁目1-10
TEL 0725-53-0330 FAX 0725-53-4747

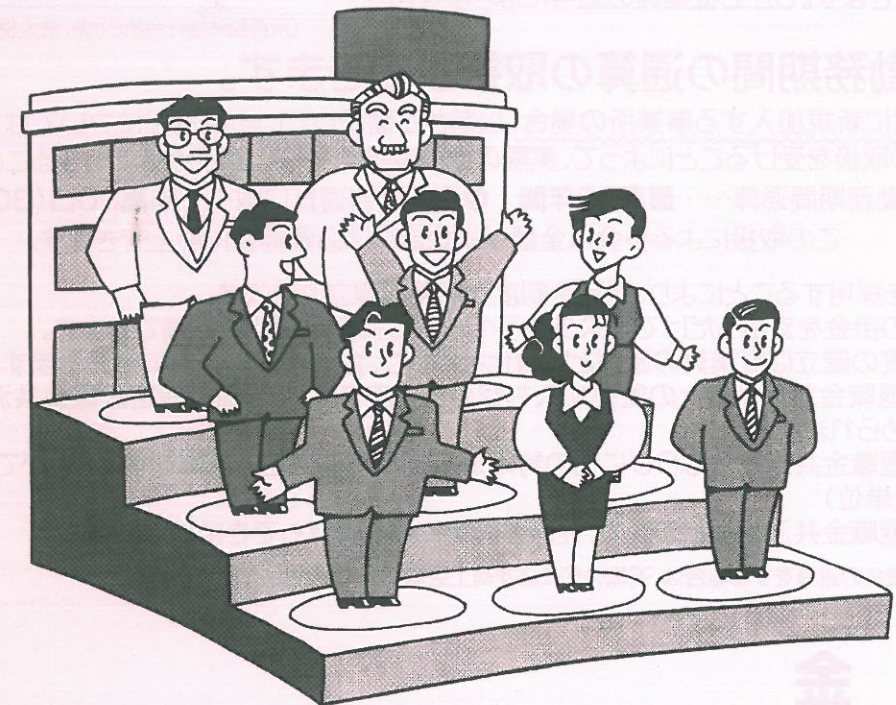
※当商工会議所は所得税法施行令第73条に基づき所轄税務署から承認された特定退職金共済団体です。

特定退職金共済制度

ご加入・増口 のおすすめ

着々とそなえて

企業も従業員も将来が安心



【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当所に提供されます。

②当所は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。

③アクサ生命は、当所から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当所をはじめ共済契約者に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。

⑤新企業年金保険契約の引受保険会社が変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

和泉商工会議所